

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更に係る都市計画の原案を作成したので、法第16条第2項の規定に基づく京都市地区計画等の案の作成手続に関する条例（以下「条例」という。）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該原案を縦覧に供します。

なお、条例第3条の規定により、法第16条第2項に規定する方は、当該原案について、縦覧期間満了日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、京都市長に意見書を提出することができます。

平成31年1月4日

京都市長 門川 大作

1 地区計画の名称

東九条西山王町地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市南区東九条西山王町の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成31年1月4日から同月21日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に
関する法律に規定する休日は除く。）

5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

6 意見書の提出

当該都市計画の原案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計
画の原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日
の翌日から起算して1週間を経過する日までに（必着。ただし、郵送による場合は、縦
覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの消印のあるものは有効），
京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市
中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計

画課), ファックス (075-222-3472) 若しくは電子メール
(tokeika@city.kyoto.lg.jp) によって提出してください。

7 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)